

韓国の電子債権について

2006.6.14

元金融庁金融研究研修センター専門研究員 徐 熙錫¹

1. 電子売掛債権の開発背景

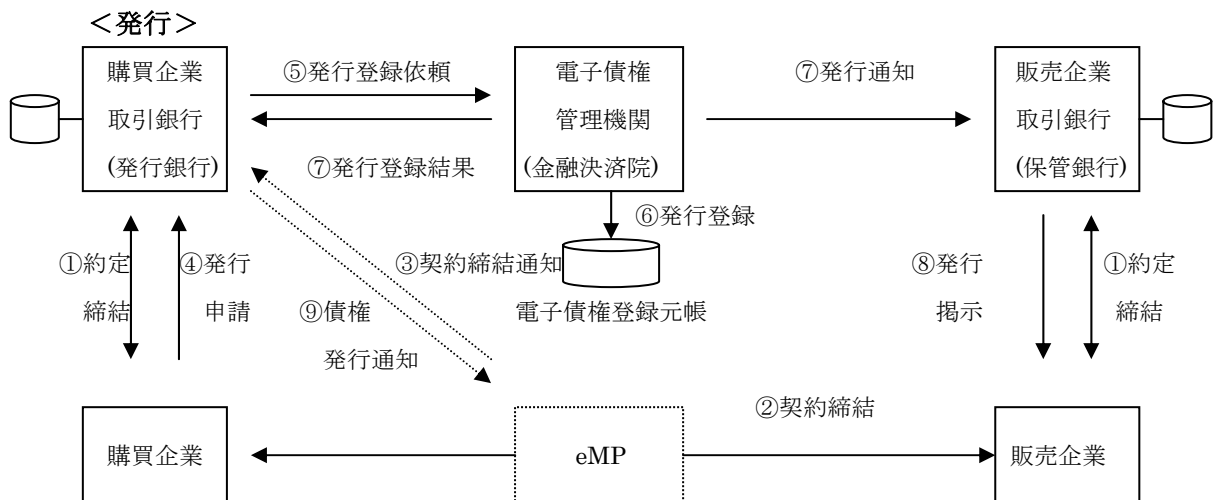
(1) 二つのニーズ

- 企業間決済手段の電子化の要求
 - －B2B 電子商取引の活性化のための電子決済手段の開発（政策的ニーズ）
 - －取引銀行が異なる場合にも使用できる銀行共同モデルの開発（社会的ニーズ）
 - －オフライン商取引における電子決済手段としての活用可能性（現実的ニーズ）
- 手形の短所の克服と長所の結合
 - －連鎖不渡り（IMF 通貨危機の経験）の統制（政策的ニーズ）
 - －偽造・紛失等のリスクを補完（企業側のニーズ）
 - －信用供与機能をもつ決済手段（企業側のニーズ）

(2) 推進経過

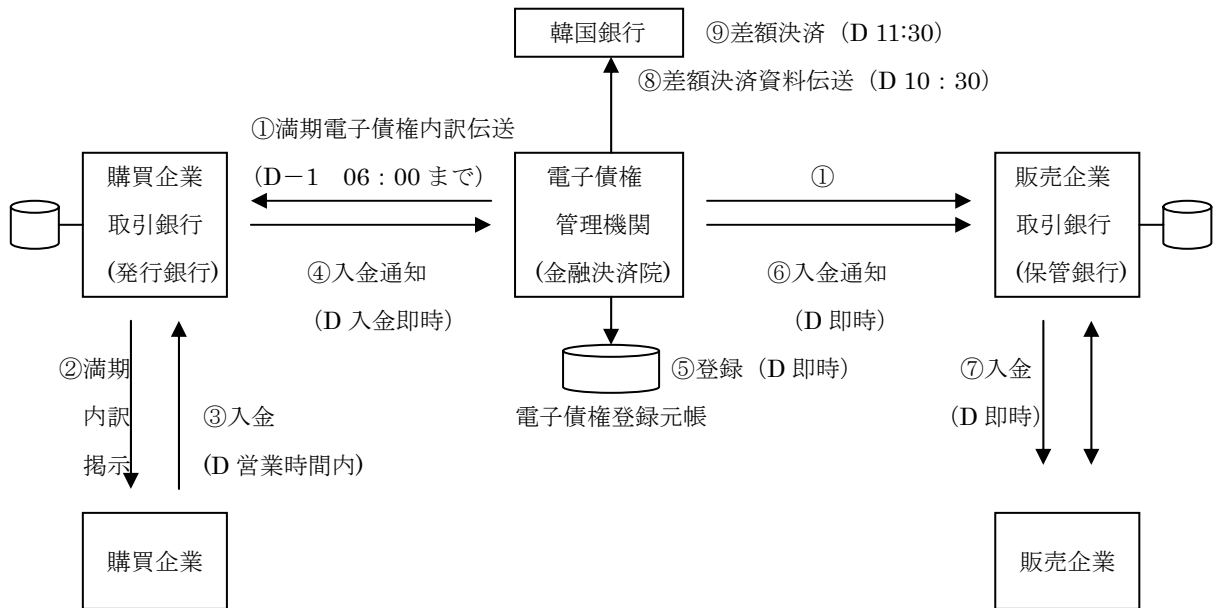
- 2000.9 電子売掛債権の開発を金融情報化事業の一環として議決（情報化推進委員会・金融情報化推進分科委員会←情報化促進基本法（1995））
- 2001.2 金融決済院を事業委託先として指定
- 2001.12 電子売掛債権取引約款（基本約款・販売企業用利用約定書・購買企業用利用約定書）の作成・金融監督院審査完了
- 2002.3 電子売掛債権システム稼動（制度スタート）
- 2006.4 電子金融取引法の成立（電子債権譲渡の対抗要件の電子化）

2. 業務フロー

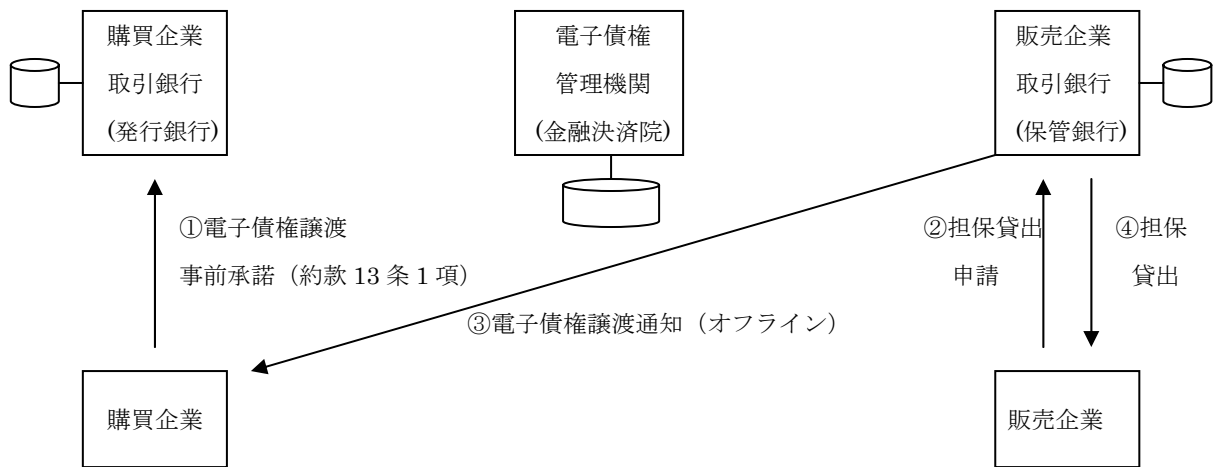


¹ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

<満期決済>



<担保貸出①>



3. システム構成上の特徴

(1) 金融決済院と銀行間ネットワーク (中央管理機関方式) : 金融共同網 (資金決済システム) と同一のネットワークを利用するが、業務処理のための SW や HW のみを別途構築

- 中央管理機関による電子登録方式 (発行・譲渡など)
- システム構築・管理を金融決済院が主導
- 金融監督上のメリット (中央管理機関を監督・検査)

＜中央管理機関として「金融決済院」が選定された理由＞

- * 銀行業界が共同出資した社団法人であって、手形交換所の設置・運営、GIRO 業務、金融共同網の構築・運営、金融機関共同電算業務の開発推進および電算処理、金融機関の電算業務の支援または代行等の業務を行う（定款 4 条）。社員銀行 11 行、準社員銀行 10 行、特別参加機関 12 機関で構成。社員総会の議長は韓国銀行。
- －取引銀行が異なる場合にも使用できる銀行共同の電子決済手段→銀行間差額決済（内国為替）が可能なモデル＝決済仲介システム（資金決済システム）の運営者
- －未決済電子債権の管理：手形に準じて当座取引停止等の措置が可能（手形交換所）

(2) 利用企業と取引銀行間のネットワーク：インターネット（企業 IB）

- －金融機関を経緯した取引：発行者の発行限度の管理および信用管理→未決済（不渡り）の統制（政策的な理由）
- －譲渡先（担保貸出）を保管銀行に限定：これも同じ政策的な理由によるもの
 - * しかし、電子金融取引法上は譲渡の制限がない → 今後活用可能性？
- －企業 IB の意義：金融機関システム（＝電子売掛債権システム）へのアクセス契約

4. 法理構成上の特徴

- 電子売掛債権の法的性質：「指名債権」構成→譲渡（担保貸出）時、対抗要件必要⇒法制整備の必要性：電子債権譲渡の対抗要件の電子化（電子金融取引法）
- 電子売掛債権の発行＝「変更権の行使」（変更の意思表示）＋承諾（販売企業〔擬制〕・発行銀行）＋登録：原因債権→電子売掛債権へと変更（同質性）
→約款上の規定であるため、原因債権が二重譲渡されるリスクが残る。
⇒原因債権が消滅するなどの強行法的手当が必要（法施行令？）
- 原因債権との関連性（有因性）：販売企業の債務不履行等への対応→電子債権の譲渡承諾の留保、電子債権の取消・内容変更（要合意・要登録）

5. 利用現況

- 電子売掛債権の発行実績

区分	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
件数（前年対比）	9,774	37,000 (379%)	57,092 (54%)	105,689 (85%)
金額（億ウォン）	4,430	19,460 (439%)	29,081 (49%)	36,384 (25%)
平均金額（万ウォン）	4,500	5,300	5,100	2,900

- 参加銀行数：18 個銀行（金融決済院の社員・準社員銀行）
- 参加企業数：268 企業（発行企業基準）
 - * 主な利用者：中小企業の利用が多い←他行貸出の審査時、販売企業の信用度を評価

cf. 大企業の場合は「電子方式売掛債権担保貸出制度」の利用が多い
(自行貸出) ← 購買企業 (大企業) の信用度を評価

* 電子商取引との連携 (eMP を経緯した発行) : 実績低調 → 購買方式 (一般商取引) と
決済方式 (電子決済) の分離

6. 電子金融取引法上の電子債権

< 成立が遅れた理由 > → 電子金融取引に関する民事ルール・金融監督ルール (利害対立)

- ① 電子金融取引の事故時における責任負担のルール：
 - ー アクセス媒体の偽造・変造、ハッキング等：金融機関・電子金融業者の責任
 - ー アクセス媒体の紛失・盗難：事故通知の時点から金融機関等の責任
- ② 電子金融補助業者 (電子金融取引の補助・一部代行) の地位：民法上の履行補助者
 - * システムプロバイダー、決済仲介システムの運営者、VAN 事業者等
- ③ 電子資金移動取引契約の効力：支払完了義務 + 資金返還保証
- ④ マイレッジ (カード型・ネットワーク型) の規制の是非 → 規制緩和
- ⑤ 電子金融補助業者に対する検査の是非 → 規制緩和

(1) 電子債権の定義

第 2 条 16 号 電子債権とは、次の各要件を満たす、電子文書に記載された債権者の金銭債権をいう。

- ア. 債務者が債権者を指定すること
- イ. 電子債権に債務の内容が記載されていること
- ウ. 電子署名法第 2 条第 3 号の公認電子署名があること
- エ. 金融機関を通して、第 29 条第 1 項の規定による電子債権管理機関に登録されること
- オ. 債務者が債権者にアないしウの要件をすべて満たす電子文書を、電子取引基本法の関連規定により送信し、債権者がこれを同法の関連規定により受信すること²

(2) 電子債権譲渡の対抗要件の電子化

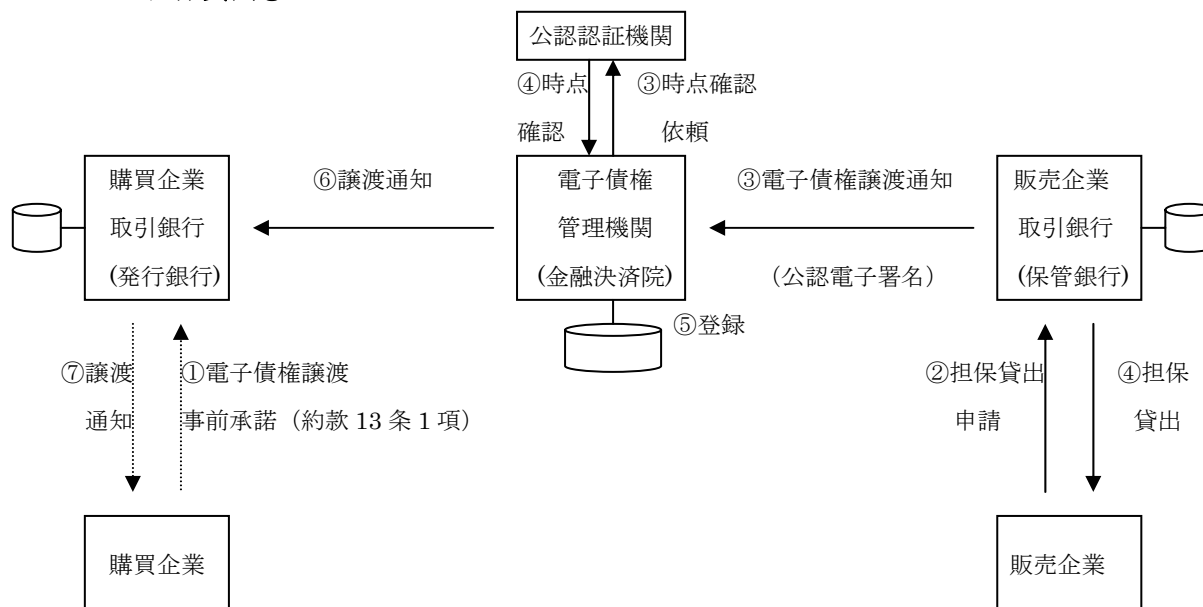
第 20 条 ① 電子債権の譲渡は、次の要件をすべて満たしたときに、民法 450 条 1 項の規定による対抗要件〔債務者対抗要件〕を満たしたものとみなされる。

1. 譲渡人の債権譲渡の通知または債務者の承諾が、電子署名法上の公認電子署名をした電子文書によって行われること
2. 第 1 号の規定による通知または承諾が記載された電子文書が、電子債権管理機関に登録されること

² 電子債権管理機関に登録しただけで債権者がそれを知らない状態では債権者の権利行使に問題が生じる可能性があるから、電子債権の発行事実を債権者に知らせる必要があるという趣旨からの要件 (立法担当者)

②第1項の規定による通知または承諾が記載された電子文書に、電子署名法20条の規定による時点確認³があり、かつ第1項の要件をすべて満たしたときに、民法450条2項の規定による対抗要件〔第三者対抗要件〕を満たしたものとみなされる。

<担保貸出②>



(3) 電子債権管理機関 (第29条)

- 金融監督委員会に登録(資本金・施設・財務健全性等の要件)→監督・検査
- 安全性基準遵守義務・取引記録保存義務
- 電子債権の登録等に関する事項→施行令に委任

7. 展望

(1) 「電子方式売掛債権担保貸出制度」との関係

- 概念：取引銀行が同一の場合、当該銀行が電子債権管理機関へ登録せず、電子売掛債権制度と同様の仕組みによって決済・担保貸出を実行(「一括支払システム」に類似)。韓国銀行で開発した(2001.2)手形代替の金融商品。金利・税制上の優遇
- 電子売掛債権との実績比較

(2005年基準)

³「時点確認(Time Stamping)」とは、特定の電子文書および電子署名のデータ(情報)に人工衛星(GPS)から受信した国際標準時間情報(1/1,000~1/10,000秒単位)を偽造・変造が不可能な方法で結合することによって、該当電子文書や電子署名のデータが特定時点に存在したという事実、および同電子文書等が変更されていないことを確認(保証)してくれるサービスのことである。「電子署名法」20条は、利用者の申請がある場合、公認認証機関が、電子文書が当該公認認証機関に提示された時点を「確認」することができる旨を定めている。

区分	件数 (件)	金額 (億ウォン)	備考
電子売掛債権 (銀行共同=登録)	105,689	36,384	全体発行件数
電子方式売掛債権担保貸出 (個別銀行)	942,286	541,923	貸出件数

- 電子売掛債権制度における取引銀行の同一性如何

(2006年第一四半期)

総件数	発行・保管 同一銀行	発行・保管 他銀行
29,815 件	26,140 件 (88%)	3,675 件 (12%)

- 電子金融取引法成立の影響 (展望) : 対抗要件の電子化→電子債権管理機関に登録して電子債権化する可能性 (=電子債権の活性化)

(2) 「電子手形」との関係

- 電子手形制度の沿革

2001.11 法案・国会提出 (議員立法)

2004.3.22 「電子手形の発行および流通に関する法律」制定

2005.1.1 同法施行、電子手形管理機関として金融決済院を指定 (法務部)

2005.9.27 電子手形システム稼動 (スタート)、13 行参加 (5 行は 2006 年予定)

2005.11.15 電子手形割引業務施行 (一部銀行)

2005.12 電子手形割引保証業務施行 (一部銀行など)

- | | | | |
|-------------|----------|-----------|----------|
| | < 電子債権 > | ⇔ | < 電子手形 > |
| ○ 法理構成の相違 : | 指名債権法理 | | 有価証券法理 |
| | 流通性 | 譲渡の保管銀行限定 | 転々流通 |
| | 原因債権 | 有因性 | 無因性 |

- システム構成の類似性 : 中央管理機関方式

- 電子債権との関係 (展望) : i) 相互代替的 ii) 相互補完的

* 電子手形のメリット (=活性化案) : 分割裏書の許容 (改正案国会提出中)

⇒電子決済手段の多様性の一側面

(3) 課題

- 「電子売掛債権」を超える発展の可能性 : ①単一管理機関 (金融決済院) を活用→金融機関の電子貸出債権など? ②複数の管理機関が登録 : BM?
- 二重譲渡への対応 : 約款 (変更権の行使) →強行法的手当の必要